

A5 当分の間、存続することが認められています。

【解説】

「当分の間」について、厚生労働省は「大きな社会情勢の変更があって、法律改正が必要となるまでの期間」としています。具体的な期限は明言されていませんが、実質的には相当の長期間と考えて問題ないと思われます。

また、既存の社団である医療法人のうち出資持分のあるものの出資者に財産権があることを配慮し、経過措置型医療法人から基金拠出型医療法人などへ強制的に移行させられることはなく、あくまでも自主的に移行することが期待されています。